リース及びリース事業等に係る規制・制度改革に関する提言

平成25年10月31日公益社団法人リース事業協会

当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、 リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府の規制改革会議に 提出した。

今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

〈要望項目〉

1. 競争政策(10項目)

- 国のリース契約の長期継続契約化について
- 各種補助金制度に係る設備調達方法の制限撤廃について
- 各種補助金制度の制度改善について
- ものづくり補助金制度について
- 金融機関のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和について
- 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和について
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース業務の範囲)について
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース目的で取得した新品物件の売買)について
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(不動産リース、収入制限、物件売買の範囲)について
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リースに付随する電気通信業務の解禁)について

2. 医療(4項目)

- 薬事法における製造販売業者に対する事前通知について
- 薬事法に係る諸手続きの合理化について
- 医療機器リースの入札について
- 医療機器の認定に係るデバイス・ラグについて

3. 環境・エネルギー(5項目)

- 地熱資源開発資金債務保証制度のリース適用について
- 廃棄物処理法について
- エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について
- 再生利用認定の対象範囲拡大について
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について

4. 農業 (3項目)

- 農地の転用について
- 農地の転リースについて
- 一般企業による農業への新規参入について

5. 運輸(3項目)

- 登録自動車のナンバープレートについて
- 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について
- 放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免について

6. 法制(3項目)

- 貸金業法の書面交付・行為規制について
- 借地借家法における正当事由制度の見直しについて
- 古物商に係る届出手続きの簡略化について

以上

項目名	1. 国のリース契約の長期継続契約化について
具及提的内容	【内容】 ○国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第 29 条の 12 について、地方自治法第 234 条の 3、同法施行令第 167 条の 17 と同様の改正を行うこと。 ○リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 【提案理由】 ○現在、国が OA 機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 ○国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 ○「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。
根拠法令等	財政法、会計法、予算決算及び会計令
所管官庁	財務省、国庫債務負担行為をしない省庁

【内容】	項目名	2. 各種補助金制度に係る設備調達方法の制限撤廃について
	及び	 ○国の各種補助金制度について、使用者の設備導入方法(取得、リース、割賦等)に関わらず、補助対象とすること。 (例) ・防災機能等強化緊急特別推進事業・ふくしま産業復興企業立地支援事業 【提案理由】 (補助金制度は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。 (補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法を制限する必要はなく、設備調達方法の選択肢を拡げることで、対象事業の推進に繋がる。 (リース・割賦を補助金制度の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減(※)されるため、補助対象事業がさらに推進され、政策目的に大きく寄与するとともに、設備調達方法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。 (※)補助率が補助対象事業の1/2、1/3等とされているが、リース・割賦等が対象とならない場合、補助を受けようとする者は、補助の対象となら
所管官庁 補助金制度を所管する全省庁	根拠法令等	各種補助金制度実施要領
	所管官庁	補助金制度を所管する全省庁

項目名	3. 各種補助金制度の制度改善について
具体が内容を	【内容】 ○リースが対象となる各種補助金制度について、リース期間を補助対象物件の耐用年数以上としている制度があるが、この制限を撤廃すること。 (例) ・エネルギー使用合理化事業者支援補助金 ・円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業 ・次世代型熱利用設備導入緊急対策事業 ○リース会社が共同申請者として補助金を受領する際、リース会社に係る責務(補助返還義務・物件処分制限)はリース期間を限度とすること。 【提案理由】 ○リースが対象となる補助金制度について、リース期間が補助対象物件の耐用年数以上という条件が付いている場合があり、リースでの利用が困難となっている。 ○補助対象設備の使用者のニーズに合わせてリース期間が設定できれば、補助対象物件の更なる導入が促進され、補助対象事業の目的推進に大きく寄与するとともに、公正かつ自由な経済活動が促進される。 ○補助金返還義務および物件処分制限期間は一般的には『補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数』となっているが、リース期間は耐用年数を下回る場合が多い。このため、リース期間満了後においても、リース会社は補助金特有の責務を抱えた状況となり、取組みは慎重になるざる得ない。
根拠法令等	各種補助金制度実施要領
所管官庁	補助金制度を所管する全省庁

項目名	4. ものづくり補助金制度について
具体が関する。	【内容】 ○ものづくり補助金制度(今後実施されるスーパーものづくり補助金制度を含む)について、次の点を改善すること。 ①リース及び割賦で設備導入した場合、全リース期間及び全割賦期間の支払額を補助対象経費とすること。 ②リースのみならず、所有権留保付き割賦取引についても、補助の対象とすること。 ③地域・担当者で解釈が異なることのないように、日本全国で統一的な運用を図ること。 【提案理由】 ○ものづくり補助金について、リースおよび割賦で対象設備(機械装置等)を導入した場合は、補助事業実施期間内(1 年程度)の支払リース料・割賦金のみが補助対象経費として補助金が交付されている。 ○一方、対象設備を買取(金融機関融資を含む)した場合は、取得金額全額が補助対象経費として補助金が交付されている。 ○リース及び割賦で対象設備を導入する場合は、買取と比べて補助金交付額が劣後するため、ものづくり補助金を利用する中小企業者はリース・割賦での設備調達を控える傾向がある。 ○また、所有権留保付の割賦販売は補助対象経費から除外する運用がされているほか、地域・担当者によって判断が異なるため、補助対象事業者に混乱が生じている。 ○多くの中小企業が初期投資負担を軽減するためにリース・割賦取引を活用しているなか、リース・割賦取引と購入(金融機関融資)の条件を同等とすることにより、補助対象事業が更に推進され政策目的に大きく寄与するとともに公正かつ自由な経済活動が促進される。
根拠法令等	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金取扱要綱等
所管官庁	経済産業省・中小企業庁

	【宋】
項目名	5. 金融機関のリース子会社等が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和について
具体的内 内 中 の内容	【内容】 ○債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を①リース債権の回収、②不動産の保有・管理及び売却に限ること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。 【提案理由】 ○リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。 ○一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる、との金融庁回答がある。 ○債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資する。 ○本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化していただきたい。
根拠法令等	銀行法
所管官庁	金融庁

項目名	6. 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和について
具体が内の内の由	【内容】 ○銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。 ○当該「子銀行から」の収入要件」を、「子銀行または金融関連業務を行う会社から」の収入要件というように緩和すること。 【提案理由】 ○金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む会社の子会社にとっては、「銀行」からの収入条項があることによって、事業の効率性が阻害されているおそれがある。 ○本規制は、親銀行等から1円でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。
根拠法令等	銀行法、金融庁告示第 34 号
所管官庁	金融庁

項目名	7. 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース業務の範囲)に
	ついて
具体が 内容 現由	【内容】
根拠法令等	銀行法
所管官庁	金融庁

項目名	8. 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース目的で取得した新品物件の売買)について
具体が野山内内は	【内容】 ○リース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。 【提案理由】 ○売却にあたっては、たとえば金融庁宛申請を要する等の条件を付けることで、銀行法で定める他業禁止に抵触しない立てつけが可能と考える。 ○また、上記条件は、銀行等のリース子会社のリスクマネジメントに資することとなり、銀行または銀行持株会社のリスク軽減につながり、間接的には預金者保護にも繋がるものと思料する。
根拠法令等	銀行法
所管官庁	金融庁

項目名	9. 金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(不動産リース、収入制限、物件売買の範囲)について
具体が 内内 由	【内容】 ○金融機関のリース子会社が行う不動産を対象としたリース契約について、ファイナンス・リース以外の取引形態についても認めること。 ○金融機関のリース子会社の年間収入において、オペレーティング・リース比率の上限規制(50%以下)を緩和又は撤廃すること。 ○金融機関のリース子会社において、物件(中古を含む)の売買等は、リース業務に係った物件のみ取り扱い可能となっているため、リース業務に係らない物件(中古を含む)の売買を認めること。 【提案理由】 ○顧客のニーズに応じ、オペレーティング・リースを柔軟に取り扱うため、また、売買対象物件の制限を撤廃することにより、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。
根拠法令等	銀行法
所管官庁	金融庁

1百日夕	10. 金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(リースに付随する
項目名 単位 単位 単位 単位 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の	
根拠法令等	銀行法
所管官庁	金融庁

項目名	11. 薬事法における製造販売業者に対する事前通知について
具体が大理由	【内容】 ○規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日)において、「中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。(平成 25 年度検討・結論)」とされているが、速やかに検討を開始すること。 ○上記の検討に際しては、次の項目も併せて検討を行うこと。 ①中古医療機器を普及させるため、販売者(リース会社)側ではなく製造販売業者(メーカー)の保守等のサポートが必須であるため、製造販売業者への通知は現状どおりとして、製造販売業者から指示の発出を不要とすること。 ②リース期間が終了した一般医療機器(クラス I)、管理医療機器(クラス II)については、製造販売業者への事前通知を不要とすること。 【提案理由】 ○楽事法施行規則第 170 条において、「医療機器の販売・賃貸業者は中古医療機器を他に譲渡、賃貸する時は、あらかじめその医療機器販売業者に通知し、製造業者から指示を受けた場合は、それを遵守することが義務付けられる」とされているが、製造販売業者から向は、たれを遵守することが義務付けられる」とされているが、製造販売業者の言向に左右されることが多い。さらには、リースユーザー(医療機関)に売却する場合においても、販売を不可とする指示がある等、製造販売業者の言向に左右されることが多い。さらには、リースユーザー(医療機関)に売却する場合においても、販売を不可とする指示の中には不可解なものも多くある。リース期間中の当該医療機器の自身には一番では、少さの機器のも多く、この規制により公正かつ自由な経済活動が阻害されている。○一般医療機器(クラス II)、「管理医療機器(クラス III)、「V)と同様に事前通知を課していることは、公正かつ自由な経済活動の阻害要因となっている
根拠法令等	薬事法施行規則
所管官庁	厚生労働省

項目名	12. 薬事法に係る諸手続きの合理化について
具及提理的の大学を表現である。	【内容】 ○人体用の医療機器の販売業許可を取得した場合は、動物用医療機器の販売業の許可を不要とし、各種書式類についても、人体用の医療機器の販売業の書式を用いることができるようにすること。 ②都道府県ごとにより異なる各種書式・添付書類を統一化すること。統一化できない場合は、一の都道府県の様式に従って作成した各種書式について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。 【提案理由】 ○人体用医療機器と動物用医療機器の販売業の許可要件、遵守義務等は同一であり、人体用医療機器と動物用医療機器の許可手続きを区別する合理的な理由がなく、民間企業に過重な負担を強いている。 ○同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一の都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。
根拠法令等	薬事法
所管官庁	厚生労働省、農林水産省

項目名	13. 医療機器リースの入札について
具体が大力を対している。	【内容】 ○国・地方自治体設立の医療機関向けの医療機器貸貸借(リース)の競争入札において、リース会社に医療機器の保守を委託する条件が付されている場合は、リース会社が医療機器の保守を修理業の許可取得業者に再委託することにより入札参加要件を満たすことができるようにすること。 【提案理由】 ○国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借の入札案件において、医療機器賃貸借契約(リース契約)の内容に保守委託も含まれ、当該委託内容に修理を含むこと(いわゆるメンテナンス付リース)が条件として見受けられる。このことにより、薬事法の「医療機器の修理業の許可」を受けていないリース会社は、当該案件の入札参加を断らせざるを得ないことがある。 ○しかしながら、実態として、リース会社の役割は医療機器本体に対するファイナンス機能の提供が主体であり、医療機器の保守・修理業の許可」を取得する専門業者が医療機関より別契約にて受託していることが一般的である。 ○リース会社が医療機器の保守を受託する場合、修理業の許可取得業者に再委託することを契約書上明確にすれば、修理業の許可を受けている場合と同等に入札参加要件を満たしていると考える。 ○これにより、競争入札に参加するリース会社が増加し、国・地方自治体の医療機関が競争入札の趣旨に沿った医療機器の賃貸借(リース)を受けることができる。
根拠法令等	国・地方自治体設立の医療機関が定める入札参加資格
所管官庁	厚生労働省、文部科学省、総務省

項目名	14. 医療機器の認定に係るデバイス・ラグについて
具体が内の内の由	【内容】 ○新しい医療機器が薬事法上の承認を得るまでにかかる期間を短縮すること。 【提案理由】 ○欧米に比べて日本では医療機器の承認までに時間を要するため、日本の最先端技術で開発された製品が日本より先に海外で商品化されかねない状況にある。 ○また新しい機器を開発・製品化してキャッシュフローを生むようになるまでに相当の時間が必要となることから、日本は、価値のある技術を有していても、資金調達力に限界のあるベンチャー企業にとって、新しい医療機器の開発に取り組み難い環境にあると考えられる。
根拠法令等	薬事法
所管官庁	厚生労働省

項目名	15. 地熱資源開発資金債務保証制度のリース適用について
具体が大理由	【内容】 ○リースで地熱発電設備を導入する場合についても、地熱資源開発資金債務保証制度(独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の対象とすること。 【提案理由】 ○わが国のエネルギー供給が不安定であるなか、再生可能エネルギーの利活用が喫緊の課題である。 ○現在、再生可能エネルギーは太陽光に偏っているが、純国産エネルギーである地熱発電の普及促進を図ることにより、再生可能エネルギーの多様化が期待される。 ○このような状況のなか、大規模な地熱発電事業を促進することに加えて、既存の井戸・熱水を利用した温泉発電等の小規模な地熱発電事業を促進することが必要と考える。 ○地熱発電の一種である温泉発電は、既存の井戸・熱水を活用して発電事業を行うため、地下リスクや温泉業者との軋轢等が無く、早期に導入が進む可能性がある。 ○しかしながら、事業主体が小規模な温泉組合や旅館であるため、発電設備に投下する資金が乏しく、リースによって発電設備を導入するニーズが高い。 ○地熱資源開発資金債務保証制度をリースに適用することにより、小規模な地熱発電事業が促進され、わが国エネルギー供給の安定化・多様化に大きく寄与することになる。
根拠法令等	地熱資源開発資金債務保証細則
所管官庁	経済産業省・資源エネルギー庁

項目名	16. 廃棄物処理法について
具体が 内の 内の 内の 内の のの のの のの のの のの のの	【内容】 ○リユース・リサイクルが可能なリース終了物件について、廃棄物処理法の適用除外とすること。 【提案理由】 ○リース終了物件の査定価格が引取費用(運搬)より小さい場合は、リユース、リサイクルが可能な物件であっても産業廃棄物とみなされ、廃棄物処理法に沿った処理が必要となる。 ○このため、リユースが可能であるにも拘わらず、その収集運搬には廃棄物収集運搬業の許可が必要となる等、国策である3Rの阻害要因となる規制が存在する。 ○リース終了物件の全数が収集運搬後に廃棄処理されるわけではなく、リユースされるもの、素材別に分別し原料として売却可能なもの、廃棄処理せざるを得ないものがある。 ○現状はリユースを推進しており中古市場で再販するものが大半を占め、再販不能のものはリサイクル(素材の原料として売却)し、最終的に廃棄するものは一部に過ぎない。 ○リース会社は3Rの処理を適正に行えるシステム基盤を既に有しているが、リユース・リサイクルが可能なリース終了物件を廃棄物処理法の適用除外とすることにより3Rの促進を図り、今まで以上に国策に寄与することができる。
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
所管官庁	環境省

項目名	17. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について
具体が実理由	【内容】 ○老人福祉施設のエネルギー使用量報告については、一律報告の対象外とすること。 ○3 年毎の定期報告を廃止し、新築・増改築時の「省エネルギー措置の届出」のみとすること。 ○地方自治体の条例等により、省エネ法の「横出し・上乗せ規制」が行われていることから、全国統一の基準により運用すること。 【提案理由】 ○有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設は、生活のためにエネルギーを使用していることから、省エネ法のエネルギー使用量報告の対象外となっている一方、介護事業と不可分である併設の医療事業や通所(ディサービスを提供する事業所)の部分は申告対象となっている。老人福祉施設は、一律報告の対象外とするべきである。 ○省エネ法では、第一種特定建築物および第二種特定建築物における新築・増改築の際には、「省エネルギー措置の届出」を行うことが規定されており、また別途、当該建築物の維持保全状況について最初の届出後3年毎に定期報告することも定められている。報告対象となる増改築を行わない限り、建築物の維持保全の状況に変更は生じないことから、3年毎の定期報告を廃止し、新築・増改築時の「省エネルギー措置の届出」のみとするべきである。 ○各地方自治体が、条例等により独自に規制を行っているが、規制内容の把握および対応のため、全国で事業展開している民間事業者が過重な負担を強いられ、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。例えば、不動産リース契約において、資源エネルギー庁の報告制度では、建物の「管理者」(=ユーザー)または「所有者」(=リース会社)のどちらかが報告すれば足りるが、東京都環境条例では「管理者」「所有者」双方に報告義務を課している。
根拠法令等	エネルギーの使用の合理化に関する法律、地方自治体条例
所管官庁	経済産業省、国土交通省

項目名	18. 再生利用認定の対象範囲拡大について
具体が大理由	【内容】 ○再生利用認定制度について、燃料利用のための加工事業を対象とすること。 【提案理由】 ○再生利用認定制度では再生利用として確立された廃棄物の加工事業を行う場合、廃棄物処理法の許可が不要となる。 ○現在、再生利用として、原料利用のための加工事業は認められているが、燃料利用のための加工事業は認められていない。産業廃棄物の再生利用促進のため、燃料利用のための加工事業も対象とするべきである。
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
所管官庁	環境省

項目名	19. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)について
具体が内内の中	【内容】 ○バイオマス発電所について、熱回収施設として認めること。 【提案理由】 ○現在、食品リサイクル法の熱回収施設の認定条件を満たしているにも関わらず、運用上、バイオマス発電所は熱回収施設として認められていない。 ○再生可能エネルギー普及のため、バイオマス発電所について、熱回収施設として認めること。
根拠法令等	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
所管官庁	農林水産省、環境省

【4.農業】

項目名	20. 農地の転用について
具体が内内由	【内容】 ○植物工場、食品加工場など、農業分野関連の事業を目的とした農地転用の際には、手続きの簡素化等を図ること。 【提案理由】 ○現在の農地法では、農地を農地以外のものに転用する際には、原則、政令の定めるところにより、都道府県知事(場合によって農林水産大臣)の許可が必要となっているが、実際の手続きは、分かりづらく煩雑なものとなっているため、特に耕作放棄地の転用は逃んでいなの、特に耕作なの地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」と記されている。 ○上記目的の趣旨に沿った転用「植物工場、食品加工場等、農業分野へ関連した事業を自動とした転用」の際に手続きを簡素化して新規参入を促進することで、農業生産の増大や食料の安定供給に寄与するほか、大型の設備投資等によるわが国の経済成長にも発展していくと考える。
根拠法令等	農地法
所管官庁	農林水産省

【4.農業】

項目名	21. 農地の転リースについて
具及提外が理由	【内容】 ○農業生産法人向けの農地転貸の規制緩和を行うこと。 【提案理由】 ○農地法では農地の第三者への転貸は認められていない。 ○しかし、特定の農業事業者に対し、リース会社が農地を転貸(転リース)する場合に限り、リース会社による適切な管理やモニタリングが可能と考えられ、農業事業を開始したい法人の農地取得の促進につながると考えられる。 ○また、行政管理下で農業特区等を設けることで、その地区に限定して農地の転貸を認めることも可能と考える。
根拠法令等	農地法
所管官庁	農林水産省

【4.農業】

項目名	22. 一般企業による農業への新規参入について
具体が異なり、	【内容】 ○一般企業の農業分野への新規参入を促進するため、「農業生産法人の設立要件」と「農業生産法人による農地の売買又は貸借の方法」を一部緩和すること。 ①農業生産法人の設立要件(出資制限、役員制限の緩和) ②農地の売買・賃貸方法(農業委員会への許可、市町村への通知の緩和) 【提案理由】 ○株式会社形式の農業生産法人の設立は2000年11月の農地法改正で認可されているが、現在の設立要件は、①一般企業からの出資が50%未満に制限されている。②役員の半数以上が常時農作業にかかわること。③売上高の半分以上が農業事業であること。④株主は生産法人の株式を自由に譲渡できないなどの要件がある。 ○また、農地の売買・賃貸方法は、農地法3条に基づく農業委員会への許可と市町村への通知が必要であるが、実態として現存しない農業委員会もあるため、農地の売買・賃貸ができない場合もある。 ○農業生産法人の法人格を有する法人の数は12,052法人(2011年1月時点)と増加傾向にあるものの、依然として参入希望企業からの観点ではハードルの高い条件がある。 ○農家の担い手の高齢化や、農業の大規模化が進んでいない現状、また大量の耕作放棄地の存在等を鑑みると、一般企業からの農業生産の参入を更に促進業の育成を図る必要があると考える。
根拠法令等	農地法
所管官庁	農林水産省

【5. 運輸】

項目名	23. 登録自動車のナンバープレートについて
具体が大理由	【内容】 ○行政書士による変更登録の出張封印を可能とすること。 ○移転登録時に旧ナンバープレートを後返納の運用とすること。 【提案理由】 ○自動車交通局技術安全部管理課長通達「甲種受託者による出張封印について」において、運輸支局により解釈が異なっているが、行政書士による変更登録の出張封印は可能との解釈で全国的に統一するべきである。 ○現在、移転登録時の旧ナンバープレートの扱いについてうか、関西では日ナンバーが完に交付され後返納が認められている一方、関西では日ナンバーを返納してから新ナンバーが交付される。関西における運用では、車両にナンバーブレートが付いていない期間が発生し、所有者が車両を使用できない期間が生じるため、全国的に後返納の運用とするべきである。
根拠法令等	道路運送車両法、自動車交通局技術安全部管理課長通達(国自管第 168 号)
所管官庁	国土交通省

【5. 運輸】

項目名	24. 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について
具体が大理由	【内容】 ○貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和すること。 【提案理由】 ○現在、引越しシーズンに特例として認められている貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和し、繁忙期や整備・点検時にも使用を認めるべきである。
根拠法令等	道路運送法、自動車交通局貨物課長通達(自貨第90号)
所管官庁	国土交通省

【5. 運輸】

項目名	25. 放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免について
具体が 内容 由	【内容】 ○レンタカー会社に対する使用責任の減免措置を講じること。 【提案理由】 ○平成 18 年 6 月の道路交通法改正以降、レンタカー利用者により放置違反金が支払われない場合、車検証上の使用者であるレンタカー会社に納付命令が下されることになったが、「逃げ得」意識を助長しており、レンタカー会社に対する使用責任追及について減免措置を講じるべきである。
根拠法令等	道路交通法
所管官庁	警察庁

【6. 法制】

項目名	26. 貸金業法の書面交付・行為規制について
具体が大力を対している。	【内容】 ○貸金業者に課される行為規制のうち、一定の水準を超える企業や特定の目的で組成された SPC 向けの貸出については、相手側の了承を前提に、「契約締結前の書面の交付」「契約時書面」「契約変更時書面」などの義務を免除すること。 【提案理由】 ○中小企業及び個人を、悪質な貸金業者から保護する必要性は当然あるものの、借手が大企業であったり、特定の目的で組成された SPC (プロジェクトファイナンス) 向けの貸出についてまで、個人と同一レベルの厳しい規制を行う必要性は乏しいと考える。 ○リース会社が行う貸金業務の顧客の大半は一定水準を超える企業(大企業等)又は特定目的会社 (SPC) であり、顧客からは、貸金業法に基づく「契約締結の書面などの交付は、業務効率化の観点から不要」との声もある。 ○業務の実態に即した円滑な取引を実現することにより、日本経済の成長戦力に必要不可欠なリスクマネーを貸金業者から呼込み、設備投資等の活発化に繋がると考える。
根拠法令等	貸金業法
所管官庁	金融庁

【6. 法制】

項目名	27. 借地借家法における正当事由制度の見直しについて
具体が大理由	【内容】 ○建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、下記2点についても認めること。 ①改正耐震改修促進法で定められる「要緊急大規模建築物」であって、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断される場合。②東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例で定められる「沿道建築物」及び「特定沿道建築物」であって、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断される場合。 【提案理由】 ○大規模災害に備えた防災のために建物の建替えは喫緊の課題であるが、借地借家法が阻害要因となっている。
根拠法令等	借地借家法
所管官庁	法務省

【6. 法制】

項目名	28. 古物商に係る届出手続きの簡略化について
具体が内容を	【内容】 ○古物商が法人である場合の役員変更届出に関する提出書類を削減すること。 【提案理由】 ○役員変更届出の際に、①略歴書、②誓約書、③住民票、④登記されていないことの証明書、⑤身分証明書、の全てを提出することが義務付けられており、変更内容に比して過度な事務負荷を強いられている。
根拠法令等	古物営業法
所管官庁	警察庁